

第4期地域ケアプラザ公募要項・応募関係書類の改正内容について

1 地域包括支援センター配置職員に係る提案方法の変更について

(公募要項5(4)ア)

現 行	地域包括支援センター職員は、基本配置数（3人）で提案を行う。 増員がある場合には、別途人件費を加算する。
第4期 公 募 要 項	地域包括支援センター職員は、圏域高齢者人口に応じた配置数（2～6人）の人件費を提案することとする。
理 由	指定管理者制度における賃金水準スライド制度が導入され、指定管理者の候補者の給与水準に合わせた提案を行っていただく必要があるため

2 常勤職員の長期不在における人件費戻入の考え方について

(公募要項5(4)ア)

現 行	常勤職員として在籍していれば、職員配置基準を満たしているものとする。
第4期 公 募 要 項	連続して30日を超えて不在となる場合は、31日目以降を欠員として扱う。 ただし、年次有給休暇による長期不在は対象外とする。
理 由	常勤職員による業務を前提に指定管理者として選定しているため

3 地域包括支援センターの配置職員に係る取り扱いの変更について

(公募要項5(4)ア)

現 行	地域ケアプラザの新規開所や圏域変更等に伴い既存施設の圏域高齢者人口が減少した結果、配置数が減となる場合であっても、当該施設の指定管理期間中は減員を行わない。
第4期 公 募 要 項	地域ケアプラザの新規開所や圏域変更等に伴い既存施設の圏域高齢者人口が減少した結果、配置数が減となる場合は、次年度から増員基準に合致するように減員を行う。
理 由	圏域高齢者人口に応じて職員配置を行うことが必要であるため、減員することが妥当であるため

4 生活支援体制整備事業の提案額への移行について

(応募関係書類 様式3「指定管理料提案書及び収支予算書」)

現 行	指定額として人件費 (5,480 千円) 及び事業費 (309 千円) を配付する。
第 4 期 公 募 要 項	応募団体が上限額の範囲内で指定管理料を提案する。
理 由	指定管理者制度に基づいて、応募団体から生活支援体制整備事業を実施するために必要な金額を提案してもらうため

5 指定管理者における地域ケアプラザ所長人件費負担割合の軽減について

(いずみ野地域ケアプラザのみ)

(「応募関係書類<説明資料>地域ケアプラザ指定管理料提案書及び収支予算書作成方法について」

1 (2) ア (7))

現 行	<全施設共通 (委託施設含む。) > 本市負担率 (指定管理料) : 法人負担 = 50 : 50
第 4 期 公 募 要 項	<通所系サービス事業が業務に“含まれている”地域ケアプラザ> 変更無し <通所系サービス事業が業務に“含まれていない”地域ケアプラザ> 本市負担率 (指定管理料) : 法人負担 = 75 : 25
理 由	通所系サービス事業が指定管理業務ではない場合、実施していない通所系サービス事業分の介護報酬分を指定管理者に対して負担を求めていることになり、法人の過度な負担を防ぐため